二　精神の機能の障害により中小企業診断士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	二　成年被後見人又は被保佐人
三～九　［略］	三～九　［略］

様式第1（第3条関係）

［略］	［略］
［備考］	［備考］
1．～5．［略］	1．～5．［略］
6．「その他」の欄には、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第5条各号（弁理士法等の規定により取消しの処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの等）に該当する者は、その内容を記入すること。	6．「その他」の欄には、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第5条各号（成年被後見人、弁理士法等の規定により取消しの処分を受けた者であって、その処分を受けた日から3年を経過しないもの等）に該当する者は、その内容を記入すること。
7．［略］	7．［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

（弁理士法施行規則の一部改正）

第五条　弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録の申請）	（登録の申請）
第二十三条　［略］	**第二十三条**　［略］
2　［略］	2　［略］
3　登録申請書には、弁理士となる資格を有することを証する書類のほか、次に掲げる書類等を添付しなければならない。	3　登録申請書には、弁理士となる資格を有することを証する書類のほか、次に掲げる書類等を添付しなければならない。
一　申請者の写真	一　申請者の写真
二　申請者の氏名、住所及び生年月日を証する書類	二　申請者の氏名、住所及び生年月日を証する書類
三　申請者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でない旨の官公署の証明書	三　申請者が成年被後見人（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者を含む。）、被保佐人（同条第二項において被保佐人とみなされる者を含む。）、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百五十一号）附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者及び破産者で復権を得ないものでない旨の官公署の証明書
四　申請者が法第八条第一号から第四号まで及び第七号並びに第十九条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面	四　申請者が法第八条第一号から第四号まで及び第七号に該当しないことを誓約する書面
［新設］	
五　法第十九条第一項第一号に該当するかどうかを審査するために日本弁理士会が必要と認める書類（法第二十五条第一項に該当するおそれがある者に関する届出手続）	［新設］
第二十三条の二　弁理士が心身の故障により弁理士の業務の継続が著しく困難となったときは、その者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、日本弁理士会にその旨を届け出るものとする。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。	［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

（中小企業支援法第十三条第一項に規定する情報提供業務を行う者の認定に関する省令の一部改正）

第六条　中小企業支援法第十三条第一項に規定する情報提供業務を行う者の認定に関する省令（平成二十五年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定情報提供機関）	（認定情報提供機関）
第二条　経済産業大臣は、法第十三条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。	**第二条**　経済産業大臣は、法第十三条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　次のいずれにも該当しないこと。	三　次のいずれにも該当しないこと。
イ　精神の機能の障害により情報提供業務を適正に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者	イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
ロ～リ　［略］	ロ～リ　［略］
2　［略］	2　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	